



長野労働局発表（30-18）
平成30年6月22日

担 当	長野労働局労働基準部
	賃金室長 児島 庄吾
	室長補佐 松本 政春
	TEL026-223-0555 FAX026-223-0591

長野県最低賃金の改正諮問

～長野地方最低賃金審議会 第2回総会（6月25日）の開催～

- 1 長野労働局長（石田茂雄）は、平成30年6月25日に開催される長野地方最低賃金審議会（岩崎徹也会長、以下「審議会」という。）において、長野県最低賃金の改正決定についての諮問を行うこととしています。
- 2 長野県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パートなど全ての労働者に適用されるもので、昨年は審議会の25円引上げの答申を受け、この金額で長野労働局長が決定しましたので、現行の最低賃金額は **時間額 795円**（平成29年10月1日発効）となっています。
- 3 審議会では、県下の経済動向、雇用動向、賃金動向、関係労使の意見、賃金実態調査の結果、さらには地域における労働者の生計費と生活保護に係る施策との整合性に配慮して審議が進められることとなっています。
- 4 審議会（平成30年度 第2回総会）の開催日時等
 - （1）日 時 平成30年6月25日（月）午後1時30分から
 - （2）場 所 ホテル信濃路「浅間」の間（長野市中御所岡田町131-4）

※ 取材を予定される報道機関におかれましては、平成30年6月25日（月）午前11時までに担当あてご連絡をお願いします。

なお、テレビ、カメラの撮影は「審議会開始前まで」と「諮問文を手渡す時」のみで、また、審議内容の録音はご遠慮いただきますようお願いします。